

令和6年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策追加
支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国が定める公定価格等により運営を行っている介護サービス事業所、介護保険施設等（以下「事業所等」という。）が、物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境に置かれていることから、安心・安全で質の高いサービスを提供し、安定的な運営を行えるよう、食材費の価格高騰分及びＬＰガス使用に係る経費の一部を追加して支援するために給付金を支給する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の目的を達するために、鹿児島県によって贈与される令和6年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策追加支援給付金をいう。
 - (2) 対象サービス 別表に掲げるサービスをいう。
 - (3) 支給対象事業所等 鹿児島県内に所在し、令和7年3月1日時点で指定等を受けている事業所等であって、対象サービスを令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に行っていた事業所等をいう。
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は、支給の対象外とする。
- (1) 市町村、一部事務組合等が設置したもの
 - (2) 令和7年3月1日時点で休止しているもの
 - (3) 本事業の趣旨に照らして適当でないと知事（以下「知事」という。）が認めた者が設置する事業所等
 - (4) 鹿児島市内に所在する軽費老人ホーム

（給付金の支給等）

第3条 知事は、支給対象事業所等に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の規定により支給対象事業所等に対して支給する給付金の額は、別表のとおりとする。

（支給の回数）

第4条 給付金の支給は、1対象事業所につき1回限りとする。

（支給申請）

第5条 支給対象事業所等のうちＬＰガス使用に係る経費に対する給付金の支

給を受けようとする事業所等は、次に掲げる書類を提出することによりＬＰガス使用事業所等である旨を申し出るものとする。ただし、令和５年度中にＬＰガス使用事業所等である旨を申し出ており、令和７年３月１日時点でも継続している場合は申出があったものとみなす。

(1) 提出書類

ア 申出書（別記第１号様式）

イ ＬＰガスの使用を証する書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

（支給の通知等）

第６条 知事は、支給対象事業所等に対し、食材費に対する給付金の支給について通知するものとする。

２ 知事は、第５条による申出があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は当該申出を行った事業所等に対し、ＬＰガス使用に係る経費に対する給付金の支給について通知するものとする。

３ 支給対象事業所等は、別記第２号様式により、給付金の受給の辞退を申し出ることができる。

４ 知事は、知事が定める期限までに前項の申出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに支給対象事業所等に対して給付金を支給するものとする。

５ 支給対象事業所等に該当する可能性があるにもかかわらず、第１項の通知の対象となっていない事業所等は、別記第３号様式により支給対象事業所等であることを申し立てることができる。

６ 知事は、知事が定める期限までに前項の申立てを受理した場合は、その内容を審査するものとする。

（支給の方式）

第７条 給付金の支給は、第１号に掲げる方式により行う。ただし、同号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第２号に掲げる方式により行う。

(1) 登録口座振込方式 鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座及び県からの補助金等の受取口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 支給対象事業所等が別記第４号様式により口座を届け出た場合に、当該口座（以下「届出口座」という。）に振り込む方式

（給付金の支給等に関する周知）

第８条 知事は、支給対象事業所等の要件、申出の方法その他の事業の概要について、広報その他の方法によって事業所等へ周知するものとする。

（振込ができなかった場合等の取扱い）

第 9 条 知事が第 6 条の規定により登録口座又は届出口座に支給の手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和 7 年 9 月 30 日までに振込が完了できない場合は、第 6 条第 4 項の規定による贈与契約は解除される。

（贈与契約の解除）

第 10 条 知事は、給付金の支給を行った後に、支給要件に該当しない事実又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた事実等が発覚した場合は、贈与契約を解除することができる。

（不当利得の返還）

第 11 条 知事は、前条の規定により贈与契約の解除をしたときは、支給対象事業所等に対し、給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 12 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。

(別表)

令和6年度鹿児島県介護サービス事業所等物価高騰対策追加
支援事業の対象サービス及び給付金の額

	対象サービス	給付金の額	
		ＬＰガス使用 に係る経費	食材費
入所・ 居住系	介護老人福祉施設	定額 (定員規模別)	3,000 円 × 定員数
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	軽費老人ホーム(鹿児島市内に所在する事業所を除く)	101 人以上 104,000 円	
	短期入所生活介護(単独型のみ)	71 ～ 100 人 62,000 円	
	短期入所療養介護(単独型のみ)	41 ～ 70 人 41,000 円	
	特定施設入居者生活介護	1 ～ 40 人 20,000 円	
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	地域密着型介護老人福祉施設		
通所系	通所介護	定額 13,000 円	定額 25,000 円
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	通所リハビリテーション(みなし含む)	定額 13,000 円	定額 21,000 円
多機能系	小規模多機能型居宅介護	定額 13,000 円	定額 26,000 円
	看護小規模多機能型居宅介護		

注1 介護予防を除く。ただし、介護予防のみを実施している事業所については、給付の対象とする。

注2 みなし指定の事業所等を含む。